

## 第4回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 平成31年3月15日(金) 16:00～17:35 県庁3号館第6委員会室

2 出席委員 中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授)

三輪 康一(神戸大学名誉教授)

三原 修二(兵庫県経営者協会会長)

藤本 和弘(兵庫県農業会議会長)

中後 和子(学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長)

(オブザーバー)

金澤 和夫(兵庫県副知事)

※庵途 典章(県町村会会長(佐用町長))は代理出席。

辻 芳治(日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)、藤原 保幸(兵庫県市長会会長(伊丹市長))は欠席。

### 3 審議の内容

#### (1) 第2回会議で継続審議となった事項

(オブザーバー)

「地域イベントにおける飲食店等の臨時出店の取扱範囲」は、弾力的な取扱いをすることがあり得ることを明示した上で、具体的にこういう場合だという例を丹念に書き込んでいる。

「夜間、休日の工事規制及び交通誘導員の配置基準」と「道路使用許可申請の包括申請による許可範囲」は、Q&Aに過去の事例を記載している。この例が1件ずつのため、これだけで予見可能性が高まったとは評価しにくい。今後具体的な事例が出てくれば、例の2番目、3番目として追加するという方向も示されている。事例が積み重なることによって、予見可能性が上がっていくと考えられる。

#### ①古民家の改修等に係る規制緩和

(委員)

見た目の課題という表現になっているが、見た目の問題だけではないのではないかと。古民家の場合、文化財的な価値もある。提案者が見た目と記載しているので、見た目についてのみ回答するのも一つであるが、例えば「文化財的価値を損なわない」など、もう少し丁寧に言葉を加えてはどうか。

歴史の専門家は、見た目だけではないと考えるかもしれない。「歴史的、文化的価値を損ねないような」というニュアンスが、文章の中に入るとよい。

(委員)

報告書のまとめ方になるので、後の審議で改めて検討したい。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

第2回目会議からの継続審議事項については、所管部局等の対応案どおりとし、全て審議終了とする。

## (2) 第3回会議で継続審議となった事項

### ①姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃

(事務局)

提案者に回答内容を示し、年間約700件の12条申請のうち、約8割は12条申請のみであり、この申請により開発事業を網羅的に把握した上で、後の手続がスムーズになるよう実施していること等を説明し、「特に意見はない」という回答を得ている。

(オブザーバー)

姫路市のように事前申請と本申請の2段階の申請を条例で義務化する一方で、事前申請を法定していない市町がある。どちらの方法も正しいということがあり得るのか、姫路市のやり方にメリットがあるなら、なぜ他の市町は同じ方法をとらないのかが疑問点になる。

どちらの方法にもメリットとデメリットがあるという構造関係だと思うが、それが納得できるメリットとデメリットのバランスなのか。論点を整理しきれていないと思われるので、意見を頂きたい。

(委員)

12条の事前申請は、他の市町に比べ開発件数が多いことから、確実に市が判断するために、開発事業に類するもの全てに申請を義務付け、許可の必要性の有無を市が判断するための手続である。法律違反ではないが、12条申請に基づく確認が本当に1週間程度なのかは気になる。

(事務局)

条例化をしているのは姫路市だけでなく、神戸市等も条例を定めているが、その内容が姫路市と同様のものかは定かではない。

また、開発指導要綱について、要綱による指導行政の不透明さの課題から、過度な負担にならない範囲で条例化をすべきであるとの国の通知もある。

(所管部局)

指導要綱等ではなく条例規定している市町が20程度ある。姫路市の開発許可件数は、直近のデータで年間約140件、県が許可権限を持つ31市町の平均が1市町当たり4.4件と相当な差がある。また、開発許可が必要となる規模も、姫路市が500㎡以上なのに対し、郡部では3,000㎡から1ha以上と地域によって異なる。これらの地域の実情を踏まえて、姫路市が条例化の判断をしたのではと考えている。

(委員)

情報提供として、「そこまでする必要があるのか」という問題提起はあり得るのではないかと。

(委員)

神戸市の建築確認でも事前申請を求められるが、現地確認で説明をしていた単純な内容でも事前申請が必要である。それだけで2、3ヶ月かかり、本申請で更に1ヶ月半程度かかる。本件も、迅速な手続を求めていると考えられ「このような意見が出ているので12条申請の事務を迅速に行うように」ということを伝えてはどうか。

(オブザーバー)

個々の事例によって、手続の当事者が二度手間や時間が掛かると感じる事が、現実的にいくつか生じているのだと思う。姫路市に対して、申請者にそのような感覚を持たれないような運用改善が必要だということは言って差し支えないだろう。

(委員)

様々な手続で事前申請が当たり前になっているが、この案件に限らず、県等の行政手続において、本当に事前申請に意味があるのか、二度手間ではないのかについて、推進会議の検討対象を広げてはどうかと思う。

## ②下水道終末処理施設における生物化学的酸素要求量に係る排水基準

(委員)

海が綺麗になることは悪いことではない。窒素やりんが少なくなったことが、漁業の問題に係っているのかもしれないが、考え方の整理が必要であり、規制緩和の内容を誤解されないようにしないといけない。これまで一生懸命綺麗にしてきたことについて、少し方向を見直すということではないか。

(委員)

報告書の言葉遣いをどう表現するのか、検討が必要である。

## ③土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮

(委員)

調べたら50日でも大丈夫なので50日に短縮するというのでは、最初からしておけばよかったのではということになるのではないか。

(委員)

一度決めたらそこで終わりということではなく、本当にこれでいいのか、もう少し早くできるのではないかと、標準処理期間を定期的に見直してもらうことは必要である。

(委員)

第3回会議時の所管部局の回答に「最短12日、最長51日」とあり、標準処理期間を最長に合わせることになる。もう少し努力してはどうか。

(所管部局)

単純な平均処理日数で設定したものではなく、処理日数のばらつきについて標準偏差を考慮して検討した結果、50日あれば7割程度処理できるのではないかと考えられる。条例では、1m以上の高低差がある1,000㎡以上の土砂の埋め立てを全て規制しているため、一律の標準処理期間の設定となっている。

(委員)

標準処理期間は、普通このぐらい必要だという目安を示すというのが現在の規定であり、何をもって標準とするかは自治体が自由に決めている。行政の過剰負担にならないように、また申請者にもわかりやすいように、どのように書くのがお互い見通しが立つのかという落としどころの工夫は、各自治体に委ねられている。

(オブザーバー)

申請者にとっての予見可能性から言えば、平均が一番わかり易い。平均値ではなくそれに幅を加えて、この期間なら大概収まるという決め方は、少し長過ぎる決め方なのではないか。

(委員)

「30日から50日」のような書き方もあり得る。標準処理期間をこのように示したら違法ということではなく、処理期間の示し方が違法だから処分が取り消されるということもない。どのように示せば行政と申請者のお互いにストレスがないのか、工夫をした方がよい。

(オブザーバー)

この案件に限らず、一般的な標準処理期間の定め方について、法制的な面も含め検討したい。

## ④市町が発行する身分証明書(禁治産・準禁治産の宣告、破産に関する通知等)の手数料の軽減

(委員)

規制とは少し違うのではないか。それぞれの市町が慣行でやっているものであり、「サービス向上の観点から実施しましょう」というようなことを言った方がよい。

(事務局)

市町の独自事務ということもあり、県がこうすべきだということは難しい。県下の状況を情報提供することが、県としてできる範囲ではないかと考えている。一覧表を提供するのが良いのか、情報提供の仕方を再度検討したい。

#### ⑤障害者相談員への障害者情報の提供

(委員)

障害者相談員への個人情報の提供は、できないわけではないので市町の判断でやってみてはどうかということか。

(事務局)

本日所管課が各市町を集めた会議を開催しており、障害者相談員への障害者情報の提供の考え方や、障害者相談員の広報PR等について情報提供することになっている。

(委員)

有効であることが認識されれば、おそらくどの市町も情報提供に動くのではないか。

(委員)

誰が民生委員でどこに連絡すればよいのかがわからない状況である。

(所管部局)

民生委員の個人情報をどのように住民へ提供するのかについて、国も統一的な見解を出していない。県としては、できる限り住民の便益になるよう、氏名や電話番号等を、市の考え方に従い広く提供することを通知し、それに基づき市町も対応している。殆どの市町で、広報誌等により民生委員を周知している。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

第3回会議で継続審議となった事項については、所管部局等の対応案どおりとし、許認可事務の事前申請の必要性、行政手続の標準処理期間の定め方の2点について、来年度の審議において更に議論を深める。

### (3) 報告書(案)について

#### ①古民家の改修等に係る規制緩和

(委員)

大きな方向性は良いが、表現上「見た目」ということだけではなく、県としての見識が反映された方が良いのではないか。「見た目等」と書いているので、現状のままとする考え方もあるが、「デザイン上の課題」もしくは「意匠上の課題」とする又は、「意匠上の課題や伝統的・文化的価値を損なう恐れのある課題に対応できている例を示すこと」というような表現にする方法もあるので検討してほしい。

#### ②姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃、土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮

(委員)

「姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化」は、「現行の制度運用を維持」でもなく、手直しが必要というわけでもないので、「引き続き検討」とするなど、審議結果は別の類型で表現した方が良くもしい。

(事務局)

指導要綱の見直しについての国通知で、客観性の確保や透明性向上の観点から基本的に条例化の検討をするべきであるとされ、その一方で、条例化はあくまでも必要最小限のものでなくてはならないという二つの考え方が示されている。

今回の案件への対応方針がこれでよいとなっても、常に見直す必要がある。見直しに当たって、どのように不断の見直しをするのか、その姿勢について一定書き込んだ上で、委員長に相談したい。

「土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮」の標準処理期間も同様に、このような観点から常に見直すことを考える必要があるということを付記した上で、当面50日に設定するという書き方もある。

(委員)

議論した案件については、「対応済み」と書いて良いだろう。

その上で、観点を変えた議論について引き続き検討することを括弧書きにしているかどうか。来年度の審議はこの案件そのものではなく、そこから派生したより視点の広い課題という整理である。

### ③障害者相談員への障害者情報の提供、市町が発行する身分証明書の手数料の軽減

(委員)

「障害者相談員への障害者情報の提供」は「制度内容の周知」となっているが、「市町が発行する身分証明書の手数料の軽減」は「その他」と結果の書き方が違っている。どちらもやろうと思えば情報提供できるもので、同じ区分ではないか。

(事務局)

身分証明書の件については市町の独自事務のため、市町に対する助言という程度まで踏み込めるかどうかというところで、障害者相談員の件と区分をしている。

(委員)

「制度内容の周知」だと、「既にあるものについてあると伝える」ようにしか聞こえないが、そうではなく、手続を踏めばできるということを共有していくことではないか。

(オブザーバー)

「制度内容の周知」は、規制緩和の提案に対して、制度内容を周知することで、その内容に近い結果を得ることができるという意味合いで記載している。きちんと市町に理解してもらえれば、提案者の意図を汲み取る対応ができるはずだと県としては考えている。

(委員)

「制度内容の周知」も、少し分類に幅があるので検討してほしい。

報告書(案)を持ち帰り、後日事務局に意見提出することとしたい。本日の意見と、委員から後日提出された意見を踏まえ、事務局において報告者を修正してもらいたい。

(事務局)

報告書(案)は、意見等を反映した上で、委員長に確認頂き、委員会の結論として確定させたい。

#### 《審議を踏まえた対応方針》

「姫路市開発事業の事業計画の事前申請の簡素化又は撤廃」、「土砂埋め立て許可の標準処理期間の短縮」の2件について、審議終了と共に来年度審議する内容が分かる記載を検討するほか、委員から後日提出された意見等を踏まえ報告書(案)を事務局で修正する。

修正後の報告書(案)は、委員長が確認の上、確定とする。